

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>産業振興局</p> <p>(第二部) 公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について</p> <p>各施設に関する指摘事項</p> <p>〔指摘-13〕 神戸市ものづくり復興工場の使用料等について多額の未収金が発生しており, 市の債権管理が甘かったのではないか。(産業振興局)</p>	<p>ものづくり復興工場は, 「市内の被災中小製造業の方々の復興」という趣旨のもと建設したもので, 可能な限り操業を続けられるよう, 誓約書の提出や分割納付などねばり強く使用料滞納の解消のための交渉をしてきた。</p> <p>一方で, 退去後も交渉に応じないなど悪質な場合には, 支払督促の申し立てなど法的措置を講じてきた。</p> <p>今後も, 企業の実態に応じた個別具体のきめ細やかな対応を行う。</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>〔指摘-16〕 国際展示場 3 号館は, 市が建設し公の施設として指定管理者を公募するべきであった。(産業振興局)</p>	<p>3号館を建設した当時は, コンベンション誘致の都市間競争が激化しており, 展示会の大型化により展示面積拡張のニーズが高まっていた。</p> <p>市の極めて厳しい財政状況の制約の中, そのニーズに応えるため, 取り得る手法を検討・協議した結果, 観光コンベンション協会が建設したものである。</p>	<p>他の方法で対応</p>